

平成19年度 学校保健統計調査結果

【 I 調査の概要 】

1 調査の目的

児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の発育並びに健康状態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

学校保健統計調査規則（昭和27年文部省令第5号）による。（指定統計第15号）

3 調査の対象

国立、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）に在籍する満5歳から17歳までの児童等の一部（抽出調査）。

区 分	学校総数 (校)	在学者数 (人)	調査実施校数 (校)	調査対象者数	
				発育状態 (人)	健康状態 (人)
小学校	388	125,469	59	5,664	28,669
中学校	201	62,921	39	4,680	18,436
高等学校	82	58,419	28	2,520	20,915
幼稚園(5歳)	183	9,602	33	1,452	2,327
総数	854	256,411	159	14,316	70,347
抽出率				5.6%	27.4%

注意 1) 学校数は、平成19年度学校基本調査結果による。ただし、在校生がいない又は休校中の学校及び5歳児が在園しない又は休園中の幼稚園を除く。

2) 発育状態の調査は、調査実施校に在籍する児童等のうちから年齢別男女別に抽出された者を対象とし、健康状態の調査は、調査実施校の在学者全員を対象としている。

4 調査事項

- (1) 児童等の発育状態（身長、体重及び座高）
- (2) 児童等の健康状態（栄養状態、脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽喉疾患・皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿蛋白・糖の検出の有無、寄生虫卵の有無、その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果）

5 調査の周期・期日

- (1) 周期：昭和 23 年度から毎年実施。
- (2) 期日：学校保健法による健康診断の結果に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間に実施。

6 調査系統

文部科学省 _____ 県 _____ 調査実施校

7 利用上の注意

- (1) 年齢は、平成 19 年 4 月 1 日現在の満年齢である。
- (2) 健康状態において、疾病項目調査対象年齢が限定されている検査等は、以下のとおりである。

ア 聴 力 検 査	・ ・ ・ ・ ・	小学校第 1 学年～第 3 学年（6～8 歳）、第 5 学年（10 歳） 中学校第 1 学年（12 歳）、第 3 学年（14 歳） 高等学校第 1 学年（15 歳）、第 3 学年（17 歳）
イ 結 核 検 査	・ ・ ・ ・ ・	小学校第 1 学年～第 6 学年（6～11 歳） 中学校第 1 学年～第 3 学年（12～14 歳） 高等学校第 1 学年（15 歳）
ウ 結核に関する検診	・ ・ ・ ・ ・	小学校第 1 学年～第 6 学年（6～11 歳） 中学校第 1 学年～第 3 学年（12～14 歳）
エ 心 電 図 検 査	・ ・ ・ ・ ・	小学校第 1 学年（6 歳） 中学校第 1 学年（12 歳） 高等学校第 1 学年（15 歳）
オ 尿 糖 検 査	・ ・ ・ ・ ・	幼稚園（5 歳）を除くすべての調査年齢
カ 寄 生 虫 卵 検 査	・ ・ ・ ・ ・	幼稚園（5 歳） 小学校第 1 学年～第 3 学年（6～8 歳）
キ 永久歯のう歯等数	・ ・ ・ ・ ・	中学校第 1 学年（12 歳）